

第15.5話 藤原氏の律令国家 I 暗記編

使い方 自信を持って正解できた問題は(1)のように問題番号に斜線を引き、問題文から消していきましょう。間違えた問題も確信して答えられるようになると斜線を引き、全ての問題に斜線が引ければクリアーです。

- (1) 律令の中央官制として二官八省一台五衛府が存在する。○か×か。
- (2) 二官の内、政務を司る最高機関を（ ）と呼ぶ。
- (3) 二官の内、神事を司る機関を（ ）と呼ぶ。
- (4) 最高位の官職は（ ）であるが臨時職である。
- (5) 常置の最高職は（ A ）であり、それに次いで（ B ）が控えている。
- (6) 太政官に属する八つの中央官庁を（ ）と呼ぶ。
- (7) 八省の内、人事を担当したのは（ ）である。
- (8) 役人の監察、風紀のために（ ）が置かれた。
- (9) 宮中の警備のために（ ）が置かれる。
- (10) 京周辺の行政区域を（ ）と呼び。
- (11) 諸国の行政区域を（ ）と呼ぶ。
- (12) 中央から地方に派遣された地方官を（ ）と呼ぶ。
- (13) 国司が政務を行う役所を（ A ）と言ひ。役所がある都市域を（ B ）と呼ぶ。
- (14) 郡司は（ ）であった豪族から任命された。
- (15) 郡司が仕事を行った役所を（ ）と呼ぶ。
- (16) 郡はかつて（ ）と呼ばれていた。
- (17) 里は（ ）によって治められる。
- (18) 戸籍は何年ごとに作られた。
- (19) 調、庸を賦課するため毎年、（ ）が作られる。
- (20) 戸籍に基づき田地を分け与え。亡くなると田地を回収する（ ）が成立する。
- (21) 班田収授法で与えられた田地を（ ）と呼ぶ。

(1)	○
(2)	太政官
(3)	神祇官
(4)	太政大臣
(5)	A. 左大臣 B. 右大臣
(6)	八省
(7)	式部省
(8)	弾正台
(9)	五衛府
(10)	畿内
(11)	七道
(12)	国司
(13)	A. 国衙 B. 国府
(14)	国造
(15)	郡家（郡衙）
(16)	評
(17)	里長
(18)	6年
(19)	計帳
(20)	班田収授法
(21)	口分田

第15.5話 藤原氏の律令国家Ⅱ 暗記編

使い方 自信を持って正解できた問題は(1)のように問題番号に斜線を引き、問題文から消して行ってください。間違えた問題も確信して答えられるようになると斜線を引き、全ての問題に斜線が引ければクリアーです。

- (21) 口分田は () 歳以上の男女に支給される。
- (22) 口分田支給の為、田地を計画的に区画した () が取られる。
- (23) 口分田を与えたのは、稲を税として取り立てるためである。この稲を取り立てる税を () と呼ぶ。
- (24) 租は収穫の () %を取り立てた。
- (25) 絹や布などの特産物を収める税を () と言う。
- (26) 都の労役の代わりに布を収める税を () と呼ぶ。
- (27) 調、庸を中央まで運搬した者を () と言う。
- (28) 国司に使役される労役を () と呼ぶ。
- (29) 国が稲を貸し付ける制度を () と言い。
- (30) 個人が稲を貸し付けることを () と言う。
- (31) 位階に応じて与えられる官職制度を () と呼ぶ。
- (32) 位階によって () が与えられ。
- (33) 官職によって () が与えられる。
- (34) 位封と職封を合わせて () と呼ぶ。
- 五位以上の貴族の子、或いは三位以上の貴族の孫は21歳になると父や祖父の位階に応じた位階を与えられた。この制度を () と呼ぶ。

(21)	6
(22)	条里制
(23)	租
(24)	3
(25)	調
(26)	庸
(27)	運脚
(28)	雑徭
(29)	公出挙
(30)	私出挙
(31)	官位相当制
(32)	位封
(33)	職封
(34)	封戸
(35)	蔭位の制

(ふーぎの雑談) 唐では貴族官僚が幅を利かせないように科挙(かきよ)と呼ばれる試験を行っていました。科挙の試験はものすごく難関で。一次試験が東大入学の難易度で、更に二次試験、三次試験と続いていきます。膨大な量を覚え。記述もコンピューターが画いたかのような正確さと綺麗さが求められます。科挙の目的は、優秀な民間人を採用することで、貴族官僚の専横を抑えるのを目的と行っていました。……で、日本はどうだったかと言うと。科挙っぽい試験をしますが。あくまで形だけで、いくら勉学を励んでも。文章博士(大学教授)になれたら御の字程度になっています。科挙が良いのか言うとやりすぎで、異民族に国が潰されますし。日本のように貴族中心に回すのがいいのかと言うと、国民から搾取しすぎて。抗うために武士が現れます。さて、貴方の来世はどちらが良いですか? 勿論、民間人スタートです。

第15.5話 藤原氏の律令国家 I 確認編

- (1) 律令の中央官制として二官八省一台五衛府が存在する。○か×か。
- (2) 二官の内、政務を司る最高機関を（ ）と呼ぶ。
- (3) 二官の内、神事を司る機関を（ ）と呼ぶ。
- (4) 最高位の官職は（ ）であるが臨時職である。
- (5) 常置の最高職は（ A ）であり、それに次いで（ B ）が控えている。
- (6) 太政官に属する八つの中央官庁を（ ）と呼ぶ。
- (7) 八省の内、人事を担当したのは（ ）である。
- (8) 役人の監察、風紀のために（ ）が置かれた。
- (9) 宮中の警備のために（ ）が置かれる。
- (10) 京周辺の行政区域を（ ）と呼び。
- (11) 諸国の行政区域を（ ）と呼ぶ。
- (12) 中央から地方に派遣された地方官を（ ）と呼ぶ。
- (13) 国司が政務を行う役所を（ A ）と言い。役所がある都市域を（ B ）と呼ぶ。
- (14) 郡司は（ ）であった豪族から任命された。
- (15) 郡司が仕事を行った役所を（ ）と呼ぶ。
- (16) 郡はかつて（ ）と呼ばれていた。
- (17) 里は（ ）によって治められる。
- (18) 戸籍は何年ごとに作られた。
- (19) 調、庸を賦課するため毎年、（ ）が作られる。
- (20) 戸籍に基づき田地を分け与え。亡くなると田地を回収する（ ）が成立する。
- (21) 班田収授法で与えられた田地を（ ）と呼ぶ。

(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	A. B.
(6)	
(7)	
(8)	
(9)	
(10)	
(11)	
(12)	
(13)	A. B.
(14)	
(15)	
(16)	
(17)	
(18)	
(19)	
(20)	
(21)	

第15.5話 藤原氏の律令国家Ⅱ 確認編

(21) 口分田は（ ）歳以上の男女に支給される。	(21)	
(22) 口分田支給の為、田地を計画的に区画した（ ）が取られる。	(22)	
(23) 口分田を与えたのは、稲を税として取り立てるためである。この稲を取り立てる税を（ ）と呼ぶ。	(3)	
(24) 租は収穫の（ ）%を取り立てた。	(4)	
(25) 絹や布などの特産物を収める税を（ ）と言う。	(5)	
(26) 都の労役の代わりに布を収める税を（ ）と呼ぶ。	(6)	
(27) 調、庸を中央まで運搬した者を（ ）と言う。	(7)	
(28) 国司に使役される労役を（ ）と呼ぶ。	(8)	
(29) 国が稲を貸し付ける制度を（ ）と言ひ。	(9)	
(30) 個人が稲を貸し付けることを（ ）と言う。	(10)	
(31) 位階に応じて与えられる官職制度を（ ）と呼ぶ。	(11)	
(32) 位階によって（ ）が与えられ。	(12)	
(33) 官職によって（ ）が与えられる。	(13)	
(34) 位封と職封を合わせて（ ）と呼ぶ。	(14)	
(35) 五位以上の貴族の子、或いは三位以上の貴族の孫は21歳になると父や祖父の位階に応じた位階を与えられた。この制度を（ ）と呼ぶ。	(15)	